

令和4年度（2022年度）第3回教育委員会（6月定例会）議事録

- 1 日時 令和4年（2022年）6月6日（月）
午前9時30分から午前11時50分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦

4 議事等

(1) 議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について
- 議案第3号 令和5年度（2023年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針及び令和6年度（2024年度）熊本県立中学校入学者選抜における外国語（英語）の出題について
- 議案第4号 令和5年度（2023年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について
- 議案第5号 熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の改正について
- 議案第6号 熊本県市町村立学校長の人事について

(2) 報告

- 報告（1） 令和3年度（2021年度）ネットいじめ等早期対応推進事業の実施報告について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第6号は、人事案件のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から第5号まで及び報告（1）を公開で審議した。

(4) 議事

- 議案第1号 「令和5年度（2023年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について」

教育政策課長

議案第1号について御説明します。提案理由を1ページに記載しています。6月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見

照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにあるとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中「記」以下の項目です。

「第1号」の議案ですが、4ページから9ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、10ページから11ページに整理しています。

10ページは6月補正予算の総括表です。最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目にあるとおり、2億3,247万円余の増額補正です。

次の11ページに内容を記載しています。事業内容に記載のとおり、県立学校において新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を延期した場合等に発生する追加費用の支援に要する経費を計上するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 「令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」

高校教育課長

議案第2号「令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明します。資料の2ページを御覧ください。

まず、1の「入試制度の大枠」については、平成24年度（2012年度）入学者選抜から、現行の形による入学者選抜としています。

2の「前期（特色）選抜」について御説明します。（2）の「実施学科等」については、普通科のコース、専門学科、総合学科及びスーパーグローバルハイスクール指定校の全ての学科の中で、希望する学科・コースで実施しています。

資料3ページを御覧ください。（4）の「募集人員」については、昨年度より募集人員を募集定員の70パーセント以内の範囲としています。ただし、熊本市に所在する高等学校は50パーセント以内の範囲としています。（6）の「選抜方法等」については、面接、小論文、実技検査など、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しないこととしています。ただし、募集人員が募集定員の50パーセントを超える場合は、学校独自検査をA群、B群と2つの群に分け、A群及びB群のそれぞれから1つ以上の検査を実施することとしています。A群は面接、実技検査など、B群は小論文、実験、自己表現、小・中学校における総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなどとしています。（7）の前期（特色）選抜の日程については、実施日を令和5年（2023年）1月24日としています。昨年度と同じです。

次に、3の「連携型の中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜」については、小国高等学校で実施します。4ページを御覧ください。（3）の「入学者の選抜」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」としていま

す。日程については、前期（特色）選抜と同じです。

続いて、4の「後期（一般）選抜」については、（2）にあるように、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、資料5ページ（4）の「募集人員」は、募集定員から前期（特色）選抜又は連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数としています。また、併設型の中高一貫教育を行う高校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数としています。（5）の「選抜方法等」については、学力検査として5教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱いについても、これまでどおり学力検査を行う5教科については、学力検査の得点を用いて9ページに記載の別表により補正を行うこととしています。（6）の「学校選択問題」については、数学及び英語の学力検査において作成します。なお、英語の学校選択問題については、リスニングテストも含まれます。（7）の「後期（一般）選抜の日程」については、実施日を令和5年（2023年）2月21日及び22日としています。昨年度と同時期です。資料6ページ（9）の「後期（一般）選抜の追検査」は、一昨年度から設けています。アの「資格」については、新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により、学力検査を受検することができなかった者が対象となります。イの「募集人員」は若干名としています。ウの「学力検査」は国語、数学、英語の3教科としています。オの「日程」については、令和5年（2023年）3月13日の実施となります。

続いて、5の「二次募集」については、全日制課程及び定時制課程において、合格者数が募集定員に満たない学科・コースについて実施することとしています。

全日制課程の日程について、面接、実技検査等を実施する学校については、実施日を令和5年（2023年）3月13日とします。

また、昨年度より後期（一般）選抜追検査受検者対象の二次募集を設けています。面接、実技検査等を行う学校については、実施日を令和5年（2023年）3月20日としています。

資料7ページ6「その他」については、海外帰国生徒等の特別措置や障がいがある受検者への配慮事項等について示しています。

資料8ページ（2）の「定時制課程における成人の特別措置」については、昨年度から変更となっています。令和4年（2022年）4月1日より「民法の一部を改正する法律」が施行されたことを受けて、アの年齢を昨年度までの満20歳以上から満18歳以上に変更しています。また、（6）の新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置については、新たに記載しました。この特別措置については、新型コロナウイルス感染症感染拡大を受けて、昨年度、後期（一般）選抜前に設定したものです。令和5年度（2023年度）入学者選抜についても、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置が必要と判断し、基本方針に位置付けています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

質問ではありませんが、二次募集やコロナ禍における追検査、高校も非常に忙しい中、このような機会をたくさん設けていただき、受検できる機会を確保していただけることをありがたく思います。働き方改革もありますが、できる限り効率の良い形で推し進めていただくことを御検討いただければと思います。

教育長

ありがとうございます。

西山委員

御説明の中で、二次募集等、学生が可能なだけ受検できるということで、大変ありがたく思います。説明の中で、3ページの募集人員のところがよく分からなかったもので、補足で御説明いただければと思います。募集定員の70%以内の範囲で、募集人員を決めることができ、熊本市は募集定員の50%以内で募集人員を決めるというところがよく分からないので、御説明をお願いします。

高校教育課長

県立高校の前期（特色）選抜の募集人員は、定員の70%以内で、その範囲内で高校の状況に応じて何%かを当該校長が定めるのですが、熊本市に所在する高校については、志願者も大変多いので、そこも考慮して募集定員の50%の以内の範囲で定めております。

西山委員

前期の選抜において70%以内で、後期も含めると募集定員になるということですね。市内は非常に人気が高いので、50%以下という理解でよろしいですか。

高校教育課長

はい。そのとおりです。

西山委員

ありがとうございました。

教育長

他はよろしいでしょうか。

木之内委員

学区についてですが、いろいろな議論があっていると思います。ある程度、それぞれのエリアに（学区が）分散しているようですが、例えば、町村や県でいろいろな御意見が上がってきていませんか。現状として、学区をこのようにして欲しいという話をよく聞きます。その辺について、一般から意見が上がってきていけば教えてください。

高校教育課長

学区が現在、3学区、県央、県南、県北に置かれているのですが、そこに関して、直接、御意見やお尋ねがあったというケースは把握していません。

木之内委員

県北と県央のところで、高校への進学時期に合わせて、わざわざ県央に住所を移す等の傾向があるという話を聞いています。その町村によっては、それで人が流出しているような話を聞きます。実態が本当にそうであるかは分からないのですが、大なり小なり、そのようなことを言われる場合があります。それも一般の人がというよりは、例えば議員や町村長からお話を聞いたことがあります。それが良い悪いと言っているわけではありません。極端に（熊本）市内に集中しないようにということとは皆分かっていることなのですが、それでも人口が変動したということになると、無視していいものかとも思います。その実態については、意識をしておいた方がいいと感じました。

教育長

今の話に関連してですが、確かに学区によって居住地を意識することもあるかと思えます。学区の見直しについて、今後検討の予定はありますか。

高校教育課長

一昨年、あり方検討の委員会があり、その議論の中では、現状では3学区を今後
も注視していく話になっています。

教育長

その後どうするかは未定ですか。

高校教育課長

特にその後の話は出ておりません。

教育長

わかりました。

他はよろしいですか。

西山委員

今の（学区に関する）話について、特に菊陽町と大津町の話ですが、TSMCが
来て住居を構えるに当たって、学区が菊陽町と大津町とでは違うので、クローズア
ップされたという現状はあります。TSMC関係の部分で、その辺を見直していただくと、集中しないで良いのではないかと個人的には思っています。

木之内委員

そこを市町村長も気にしています。例えば、県北だと大津辺りがとても苦勞して
います。むしろ菊陽側に皆移ってしまう傾向があると言われることがあります。ど
こで線引きをするのが良いかは分かりませんが、あの一帯に人口が集中してくる中
で、大して位置としては変わらないのに、こちらの地域とあちらの地域で、大きな
違いがあるということになります。菊陽辺りを上側（北側）に入れたら怒られると
思いますが、もう少し実態を見た方がいいと思います。我々もまだ本当に細かく見
ているわけではないので、どうしたらいいかは分かりませんが、少し意識しておい
た方がいいと思います。

西山委員

都市計画と合わせてみていく必要があると思います。菊陽町は急激に（人口が）
増えているものですから、そのような計画が追いついていません。例えば、下水の
処理が間に合わない等、いろいろな問題があります。

木之内委員

小中学校が追いつかない、一方で大津のちょっとはずれたところになると全然人
がいない等、極端な現状があります。

西山委員

何か手があればいいのですが。

木之内委員

特にあの地域に人口が集中しているため、教育の効果も含めて、いろいろなこと
に影響するのではないかと感じています。

教育長

ありがとうございます。その辺は今後いろいろと議論していくこともあるかと思
いますので、情報収集していただければと思います。

教育長

他はよろしいよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございます。

- 議案第3号 「令和5年度（2023年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針及び令和6年度（2024年度）熊本県立中学校入学者選抜における外国語（英語）の出題について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第3号「令和5年度（2023年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について」御説明します。

資料を御覧ください。

1の「入学者の選抜について」及び2の「出願資格」は、昨年度からの変更点はありません。

3の「募集定員」については、昨年度同様、1学年2学級70人としています。

4の「検査について」は、（1）にありますように、小学校等における教育活動を通して身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力を見るための適性検査と、（2）に記載の集団面接又は個人面接を実施し、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等を見ることとしています。

5の「追検査について」です。新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により、入学者選抜の適性検査及び面接を受検することができなかった者に対し、実施することとしています。なお、追検査は適性検査及び面接としています。

6の「入学者選抜の日程」についてですが、入学者選抜検査日は、令和5年（2023年）1月8日としています。受検生が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日に実施します。選抜結果の通知は1月19日とし、出願期間等については記載のとおりです。

入学意思確認書提出期間は、1月20日から1月25日までとしています。これは、県立中学校の入学者数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるために設定しているものです。

また、「追検査関係日程」についてですが、入学者選抜追検査日は、1月29日としています。新型コロナウイルス感染症の回復等を考え、入学者選抜検査日から2週間は必要であると判断しました。追検査選抜結果の通知は2月2日とし、申請期間等については記載のとおりです。追検査受検者対象の入学意思確認書提出期間は、2月3日から2月7日までとしています。

なお、基本方針にはありませんが、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により変更が必要となった場合は、8月に示す入学者選抜要項に記載する予定であり、このことは基本方針を通知する際、関係機関に別途通知します。

次に、令和6年度（2024年度）熊本県立中学校入学者選抜における外国語（英語）の出題について説明します。

例年、熊本県立中学校入学者選抜においては、適性検査Ⅰで国語領域、社会領域、適性検査Ⅱで算数領域、理科領域を出題しています。

学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度（2020年度）より、小学3・4年生で外国語（英語）に慣れ親しむ外国語（英語）活動、小学5・6年生で教科書に基づいて行う外国語（英語）の授業が始まりました。現小学5年生は、3年次より外国語（英語）活動や外国語（英語）の授業を全て受けている初めての学年になります。入学者選抜では、適性検査において、小学校等における教育活動を通して身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等について、総合的な力を見ることになっているため、

外国語（英語）の力を見ることも必要であると考えています。また、本県は、第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランの重点取組として、「英語教育日本一」を掲げています。さらに、令和6年度からは県立八代中学校に、国際バカロレア教育を導入することになっています。そのような背景を踏まえ、現小学5年生が受検する令和6年度（2024年度）熊本県立中学校入学者選抜から、適性検査に、現在出題している国語、社会、算数、理科の4領域に加え、外国語（英語）に関する内容を出題したいと考えています。

出題形式等の詳細については、来年令和5年度（2023年）に策定する「令和6年度（2024年度）熊本県立中学校入学者選抜要項」等の中で示す予定です。しかし、現小学5年生が、新たに外国語（英語）に関する内容が加わることで、混乱を来すことなく、受検に対する十分な準備期間を確保できるように、教育委員会に付議した後に、外国語（英語）に関する内容を出題することを公表したいと考えています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

受検に関わることです。よく2年前予告と言われますが、実際に小学校に通知するのは、今年のいつ頃になる予定ですか。

高校教育課長

本日、教育委員会に諮っていますので、御承認いただき次第、通知します。

教育長

他県の取組について、参考までに教えてください。

高校教育課長

他県も検討中のところが多くあります。現時点での出題では、令和4年度（2022年度）に秋田県、宮城県、政令指定都市の仙台市が出題されると聞いています。また、令和3年度（2021年度）から福井県、さいたま市が導入しています。

西山委員

今後、増えてくるという見込みですか。

高校教育課長

現在、各県が検討していると聞いています。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございます。

○議案第4号 「令和5年度（2023年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」

特別支援教育課長

議案第4号「令和5年度（2023年度）県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」御説明します。

提案理由は、入学者選抜の実施に当たっては「熊本県教育委員会の権限に属す

る事務の委任等に関する規則」第2条の規定により、教育委員会においてその基本方針を定める必要があるためです。

資料の2ページを御覧ください。特別支援学校高等部等の入学者選抜については、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものとしています。特別支援学校高等部等の入学者選抜は、2ページⅠ「ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」と、3ページⅡの「それ以外の特別支援学校高等部等」に分けて実施します。

まず、2ページⅠ「ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」について御説明します。この1校1学科については、職業自立を重視した専門的な教育を行っており、1の(1)出願資格では志願できる者を「日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、①～⑤を満たす者」としています。(2)検査及び面接・面談については、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができることとしています。(4)主な日程については、ウにあります検査を1月17日(火)・18日(水)の2日間で行い、合格者発表を1月24(火)に行うこととしています。「2 二次募集」については、合格者が募集定員に満たない学校、学科について実施するものとし、3ページ(2)のイのとおり、検査等実施日を1月27日(金)としています。

次に、ただ今説明しました1校1学科以外の特別支援学校高等部等について御説明します。出願資格は、1の(1)に示すとおり、「原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障がいがある者で、かつ、下の①及び②を満たしている者」としています。学校教育法施行令第22条の3は、視覚障がいや、聴覚障がいなど、対象となる5つの障がいについて入学可能な障がいの程度を示したものです。(2)検査及び面接・面談については、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接又は面談を行うことができることとしています。(4)主な日程については、ウにあります検査を、2月21日(火)、22日(水)の2日間又はいずれか1日のみで実施し、合格者発表を3月6日(月)に実施することとしています。なお、教員が家庭又は医療機関に出向いて教育を行う訪問教育については、書類による選考とし、検査日は設けないこととしています。

4ページの「2 二次募集」については、合格者が募集定員に満たない学校、学科等について実施するものとし、(2)イの検査等実施日を3月13日(月)としています。

「3 二次募集の追加」については、近年、特別支援学校への進学ニーズが高まっていることから、二次募集の実施後もなお、進学先が決まらないというケースがないよう、その時点で合格者が募集定員に満たない学校、学科等において、二次募集の追加を実施する場合もあるとしています。なお、新型コロナウイルス対応等については、選抜要項等で詳細をお示しするものとしています。

「令和5年度(2023年度)熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針」については以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

出願資格の中に「出願先の特別支援学校の本年度の教育相談を受けている者」

とありますが、実際の教育相談の中ではどのようなことを確認しているのか、また入試とどのような関わりを持っているのかについて教えてください。

特別支援教育課長

事前の教育相談で行っていることについては2点あります。1点目は受検者本人にとっての意義ということで、特別支援学校の教育内容は、学校が対象とする障がい種によって異なっており、本人の障がいの程度や状況と実際に志願しようとする学校の教育内容とが、本当に合致しているのかを、本人、保護者の目で確認してもらいます。2点目は、学校側にとっての意義ということで、稀ではありますが、その学校が対象としている障がいの程度や状況と、志願している生徒の障がいの状況がミスマッチしている場合があります。学校側からしっかりと本人の様子等を見て、ずれがある場合は、丁寧にお伝えをしながら適切な進路の選択につなげていきます。本人・保護者に授業を見ていただいたり、あるいは学校が本人の障がいの状況を見て確認したり話の中で確認したりということを行っています。教育相談には保護者は必ず一緒に来ていただくようにしています。

田口委員

ありがとうございます。丁寧に行っていただいていること、マッチングを考えていただいていることがよく理解できました。

木之内委員

ひのくに高等支援学校の入試から始まって、今あったようなミスマッチへの対応など、入学できない子どもがいないように工夫されており、大変ありがたいと思っています。志願者が急増している中で、どうしても通学が大変なところでないと入学できないといった実態がありますか。事前に調査もされているので、ある程度その地域から来る子についても把握されているということは知っていますが、そのようなミスマッチは現状ではそこまでないのですか。

特別支援教育課長

以前報道等で報じられていました教室不足等の状況については、特別支援学校の整備を進めており、改善の見通しはついていきます。以前から、まずは過密を解消する、それから特別支援学校がない地域に特別支援学校を置いて、ない地域をなくしていくということで整備を行ってきました。しかし、全県下を見たときに、宮崎県との県境については、通学に際して努力を要するような状況もあります。ただ、県全体を見たときに、全くなかった鹿本地域にもかもと稲田支援学校を作り、まずは確保できているものと考えています。受検者の集中については、熊本はばたき高等支援学校を作ったときに、新築の建物や教育内容に対し、志願者が集中した状況もありました。ただ、翌年には他の学校に希望が移っており、受検生も集中状況を数年前から見て、集中するよう場合は近くの学校を受検するという動きがあるので、現在のところ入れないという状況はありません。

木之内委員

ありがとうございます。希望者が増えてきているので状況も随時変わってくると思います。入れないということがないようにお願いします。

教育長

参考までにIの方（ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校専門学科）は、どのぐらいの倍率で出願がありますか。

特別支援教育課長

ひのくに高等支援学校は以前から高かったところではありますが、1.5倍から1.6倍で、32人の定員に対して50人前後の希望が継続的にあっています。

鏡わかあゆ高等支援学校専門学科については、その前身は松橋支援学校の専門学科ということで、その当時は2学級16人の募集であり、定員を割ることは一切ありませんでした。鏡わかあゆ高等支援学校になってからは、定員が40人になり、昨年度は46人の出願があつているという状況です。

教育長

どちらも募集よりも多い志願者がいるということですが、二次募集はこれまで実施していますか。

特別支援教育課長

鏡わかあゆ高等支援学校の開校年度の際に、40人の募集に対して39人の出願があり、1人枠が残ったので二次募集を行いました。実際に二次募集に出願できる生徒は、ひのくに高等支援学校を受検して、不合格となつた方々です。ただ、その年度の二次募集の時には、出願はありませんでした。それ以外の年は、定員を割っていないため、二次募集は行っていません。

教育長

ありがとうございます。

西山委員

ひのくに高等支援学校を不合格となつた方々は、鏡わかあゆ高等支援学校専門学科の二次募集もないので、その方々はどのようにされるのですか。

特別支援教育課長

ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校専門学科を不合格となつた方々のその後の進路については、合格発表、二次募集の後にその他の特別支援学校の入学者選抜がありますので、そちらを受検される方がいます。また、事前に進路希望調査を行った際に、1校1学科希望者で不合格となつた場合は、その後どこを受けますかといった項目を入れています。その中に、高等学校と回答している方も1割強います。その方たちが実際に高等学校を受検されたかどうかは分かりませんが、高等学校を受検するという流れがあることは把握しています。

西山委員

1校1学科以外の支援学校については、障がい者が2つ以上ある方となっておりますが、そこに1校1学科を不合格となつた方々が該当していくということですか。また、高等学校を受検するという中で、高等学校の入試は1月24日であったかと思いますが、前期には間に合わないの、高等学校の二次募集を受検するということになるのですか。

特別支援教育課長

障がいの程度については、1校1学科以外の特別支援学校についても、対象とする障がいの種類は1種類となっております。これが一般学級です。それとは別に障がい者が2つ以上ある方は重複障がい学級に在籍します。そのため、1校1学科を不合格となつた方も知的障がい者として、知的障がい者を対象とした特別支援学校を受検することになります。

高校教育課長

高校を受検する場合は、後期一般選抜を受検することになります。

教育長

大まかな流れとしては、高等学校を希望されている方もいるものの、1校1学科以外の特別支援学校に行くという流れですか。

特別支援教育課長

大多数がその流れとなります。

教育長

その方たちは家の近くの特別支援学校に行くということですか。

特別支援教育課長

はい。そのとおりです。

教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第5号 「熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の改正について」

義務教育課長

義務教育課です。議案第5号「熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の改正について」御説明します。

資料1ページを御覧ください。提案理由は、当該規則の名称について、より親しみやすく、表彰する児童生徒の姿がより伝わるものに変更する必要があるためです。また、教育委員会規則の改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるためです。

資料2ページ規則の概要を御覧ください。「3」に改正の内容を記載しています。今回の改正は、より親しみやすく、表彰する児童生徒の姿がより伝わりやすいものとするため、規則の題名を「熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則」から「くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰規則」に改め、題名の変更と併せて条文中の文言の整理を行うこととしたものです。

なお、同規則の施行日については、公布の日からとしています。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

毎年何件くらい表彰しているか推移は分かりますか。

義務教育課長

年度によって多少違います。昨年度は推薦校が小中学校、高校合わせて12件ありました。A判定が2件、B判定が10件でした。また、令和2年度(2020年度)の実績ですが、この年度はちょうど令和2年7月豪雨の関係で推薦数が多く、小中学校から40件、高等学校から90件の推薦がありました。それまでは、A判定、B判定、C判定という枠組しかありませんでしたが、当時の7月豪雨の状況等に鑑みて、新たに特B判定を制定し、表彰を行ったという経緯があります。令和元年度(2019年度)は、推薦数が小中学校23件、高等学校5件、特別支援学校は1件、A判定が10件、B判定が14件でした。

教育長

A、B、Cで内容を分けて、A判定、B判定と差をつけて表彰を行っているということですか。

義務教育課長

A判定の方が内容が充実しているということ、継続性が高いもの等々あります。

また、B判定はその下に位置付けているということで、大きくこの2種類を制定しています。A判定の方には、賞状と楯を、B判定の方には賞状をお贈りしているという現状です。

教育長

表彰の内容は変えずに、名称だけを変えるのですか。

義務教育課長

今回の規則の改正については、名称の変更です。内容については、これに基づく実施要項がありますので、新たに検討しているところです。

西山委員

今のことに関連してですが、推薦をされた生徒は、皆さんA判定、B判定になるのですよね。令和元年（2019年）は5人くらい漏れたということですか。C判定も表彰するのですか。

義務教育課長

C判定は対象外です。

西山委員

令和元年度（2019年度）は5名の方がC判定だったのですね。

教育長

より活発に表彰を行う、活性化するためということですね。表彰する件数に制限があるわけではないのでしょうか。

義務教育課長

ただ今、御指摘いただいたとおりです。名前を変更することによって、より親しみやすく、また、各学校が推薦しやすいように、そして、より多くの推薦をあげてほしいというところも含めての名称の変更です。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございます。

○報告（1） 「令和3年度（2021年度）ネットいじめ等早期対応推進事業の実施報告について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。お手元の資料を御覧ください。

本事業は、平成30年度から運用開始した、ネットいじめやネットトラブルなど、SNS上でのいじめ等の諸問題に対する学校の取組を支援することを目的とした事業です。

生徒が直接投稿できる「通報窓口サイト」を全県立学校に導入し、ネット上のトラブルだけでなく、学校生活の中でのいじめや不満、トラブル等も投稿されています。

投稿された内容は、委託業者から翌営業日までに本課へ情報提供される仕組みとなっています。なお、緊急対応が必要な場合は、休日でも本課へ連絡が入ります。その後、対応の留意点等を含め、学校へ情報提供を行うことで、諸問題の早期発見、早期対応及び事態の重大化を防止することを目的とし、運営しています。

では、「2 事業の結果」を御覧ください。

昨年度1年間の投稿件数は506件で、(2)にあります3年間の推移としては、令和元年度(2019年度)の430件、令和2年度(2020年度)の321件と比較して、増加しています。

平成30年度(2018年度)から本格運用が始まり、生徒への定着も進み、悩みを一人で抱え込まずに相談する場としての役割が広がっていると感じています。内訳としては、いじめに関するもの27件、悩み相談9件、不満177件、その他288件となっています。

次に裏面を御覧ください。いじめにつきましては、27件のうち、15件がこのスクールサインによって学校が初めて知ったものです。いずれも学校が迅速な初期対応を行った結果、15件中15件全てが既に解消に至っています。

また、イにありますように、緊急に対応する必要があると判断した投稿が2件ありましたので、県警等の関係機関と連携を図りながら、当該生徒の安否確認を第一に対応したところです。

ただし、本システムはリアルタイムで生徒からの投稿をモニタリングするものではないため、生徒及び保護者に対しては、その旨を周知するとともに、真に緊急な場合は、24時間SOSダイヤルをはじめとする相談窓口の紹介を行っています。

次に、ウにありますように、令和2年度(2020年度)より全体の投稿総数が185件増加しているうち、「不満」の件数が102件増加しています。

教師の指導方法や部活動の練習等についての不満が寄せられていることから、引き続き、これらの投稿についても生徒達からの貴重なSOSと捉え、学校に情報提供することで、教育相談やその後の丁寧な対応につなげていきます。

令和4年度(2022年度)からは、エにありますように、寄せられた投稿の中で部活動に関する内容は別途集計し、適宜、関係課と情報共有をしながら、早期発見・対応を図っています。

本課としては、このネットいじめ早期対応推進事業は生徒の安全、安心な学校生活に一定の効果があると考えており、引き続き事業の継続を図っていきたくと考えています。

最後に、本年度も4月に本事業を周知していること、教職員のわいせつ行為をはじめとする不祥事根絶に向けた取組として、スクールサインを相談窓口の一つとして周知を図っていること、また、県教育委員会の電話相談窓口も周知し、児童生徒が悩みを相談できる体制の充実を図っています。

事務局からの説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

木之内委員

いじめ15件がスクールサインから分かる等、一定の効果は上がっていると思います。生徒への周知は徹底されていますか。

学校安全・安心推進課長

各学校、周知はほぼ100%進んでいると言っても過言ではないと思います。

木之内委員

今後も周知を徹底しながら、早期発見につなげてもらえたらと思います。

西山委員

周知徹底いただき大変ありがたく思います。全ての投稿が教育委員会に報告されていますか。また、学校への周知の方法は、どのようにされていますか。

学校安全・安心推進課長

全ての投稿が報告されています。また、周知についてはプリントで行っています。配布して終わりではなく、登録まで徹底するよう各学校にお願いしています。

田口委員

秀岳館の件に関しては、早期に発見することができませんでした。私立学校に対しては、どのように関わっていますか。

学校安全・安心推進課長

24時間こどもSOSダイヤルの内容は必ず本課に報告がありますので、その内容は必ず私立学校にも伝わるように整備をしています。小中学校も同様です。

田口委員

いろいろとやっていただいていることは理解できるのですが、秀岳館の事件を未然防止できなかったのも事実だと思います。更に進んだ対応が求められていると思います。

西山委員

どの学校の生徒からの投稿かは分かりますか。また、投稿の際、個人名は記入する必要がありますか。

学校安全・安心推進課長

「心配な人」「その内容」を投稿するため、投稿者の個人名は問いませんが、学校名は分かるようになっています。

西山委員

いじめ27件中15件の解消は、大変ありがたく思います。残りの12件はどうなっていますか。

学校安全・安心推進課長

学校が既に把握しており、解消に向けて動いているものです。

西山委員

SOSダイヤルや教育委員会の電話相談窓口と併せて、ポスターにして各教室に掲示してはどうですか。可視化することで、生徒も教師も意識し、いじめはいけないということの啓発になるとと思います。

学校安全・安心推進課長

電話相談窓口については、毎年、年度初めにA4両面のプリントを配布しています。ポスターについても検討していきます。

田浦委員

子ども達の声을丁寧に取り上げていただき大変ありがたく思っています。部活動への不満、教師の言動への不満とありますが、旧態依然の指導や人権無視の言動もあるのではないかと思います。先生方が自分を振り返る機会にしてほしいと思います。

学校安全・安心推進課長

「不満」の投稿があったからというのではなく、教師として客観的に自分を振り返る機会とするよう指導していますので、今後も徹底していきます。

教育長

対象は県立学校のみで、秀岳館の情報はこの窓口ではないのですか。

学校安全・安心推進課長

本システムとは別に、24時間こどもSOSダイヤルで対応しています。

教育長

本システムの対象外からは、別ルートで情報が来るとのことですか。秀岳館

の情報は入って来なかったということですか。

学校安全・安心推進課長

情報は入って来ませんでした。

教育長

本システムは、私立学校では利用できないのですか。

学校安全・安心推進課長

現在は県立学校で活用しています。

教育長

私立学校が希望し、経費を支払えば利用できますか。

学校安全・安心推進課長

そのような希望があった場合は、検討していかなければならないと思います。

西山委員

私立学校も含めた方がいいのではないかと。

教育長

いろいろなシステムでカバーはしていると思いますが、カバーできていない部分が発生したのは何故だったのかということは、検証が必要であると思います。発展的に考えるならば、何らかの形で全体を網羅できるようにすべきだと思います。そのようなことも含めて今後検討いただきたいです。

木之内委員

本事業について私立学校とは話をしていますか。

学校安全・安心推進課長

県立学校が本事業を行っていることは私立学校にも知らせています。現状としては、24時間SOSダイヤルでの対応が重要ではないかと考えています。

県立学校教育局長

導入の際から、本システムについては私立学校にも連絡しています。他県では私立学校の学校法人が単独で導入していますので、本件で私立学校も含めるとなると、県教育委員会に指導権限がないので難しいということが課題としてあります。

木之内委員

私立学校の生徒から情報が入れば、情報提供はしていますか。

県立学校教育局長

私学振興課経由で、学校に連絡しています。県教育委員会であればこのような対応をしますといった情報提供も行っています。来庁された場合は、私立学校の保護者であっても丁寧に対応しています。

教育長

他はよろしいですか。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

はい。ありがとうございました。

引き続き、今後ともよろしくお願ひします。

6 次回開催日

教育長が次回の定例会教育委員会は令和4年（2022年）7月14日（木）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前11時50分。